育成医療に伴う治療用装具を作成される方へ

１　受給者証に記載されている有効期間内に、指定医療機関において治療用装具（保険適用されるもの）の着装を行った場合、その費用の一部を請求できます。

　市（保健所又は区役所保健センター）への請求は、受給者証の有効期限を過ぎてからでもお受けしております。

２　市に請求できる金額は、治療用装具代から保険負担分及び育成医療の自己負担分※を差し引いた金額になります。市に請求する前に、加入している保険証の交付機関（健康保険組合等）に保険負担分を請求してください。

※治療用装具に関する医療給付についても自己負担分が生じます。自己負担分は、医療費と同様に自己負担上限額の範囲内で治療用装具総額の１割分となります。ただし、治療用装具を着装した月に、自己負担上限額分まで既に医療費を支払われている場合は、改めて自己負担を徴収することはありません。その場合は、自己負担上限額管理票の提出が必要になります。

３　請求に必要な書類は次のとおりです。

　（１）自立支援医療(育成医療)治療材料費・移送費支給申請書（様式第10号）

・・・ 申請者記載

　（２）着装証明書（様式第11号）・・・・・・・医師記載

　（３）治療用装具業者に支払った領収書（コピー可）

　（４）保険組合等から受けた還付金の明細書の写し

　（５）治療用装具を着装した月の「自己負担上限額管理票」

　　　　※自己負担上限額管理票を紛失された場合は申し出ください。

　（６）申請者（保護者）の本人確認ができる書類（下記ア、イいずれか）

ア　顔写真付きのもの（いずれか１つ）マイナンバーカード、

運転免許証、身体障害者手帳等

イ　顔写真のないもの（２つ以上）健康保険証、児童扶養手当証書　等

　（７）受給者証の写し

　（８）振込口座及び名義が確認できるもの（通帳のコピー又はキャッシュカードのコピー）

問合せ先

さいたま市保健所疾病対策課

特定医療給付係

電話　　０４８－８４０－２２１９

ＦＡＸ　０４８－８４０－２２３０